

平成28年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年7月3日
内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応	
II. 共通的な取組									
A	<p>1. 一者応札の改善</p> <p>内閣官房等の平成26年度の競争入札における一者応札であった実績は約258件、93億円(競争入札858件、297億円)で件数、金額とも全体の約30%を占めている。平成28年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。</p> <p>(1)前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。 ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 ■ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい仕様書と概要説明の1枚紙を作成。 ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 ・過去の成果物をホームページ等において公開。 ・適度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 ■ 公表後(入札公告前)の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 <p>(2)上記取組の実効性を高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 ■ 仕様書の新旧対照表を添付し、仕様書記載事項等改善状況を明示。必要に応じ、入札公告時に事業者へ提示、配布。 ■ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和(等級、地域、品目の撤廃)。 								
B	<p>2. 地方支分部局等における取組の推進</p> <p>沖縄総合事務局においては、平成27年度における那覇市等(離島を含む)に所在する14官署の4件(4品目)について、幹事官庁として共同調達を実施したところである。</p> <p>平成28年度も引き続き幹事官庁として、汎用的な事務用消耗品等の実施品目の拡大や規格の調整等、仕様の見直しを実施し、また、参加官署の拡大も検討し、調達コスト削減を目指す。</p>								
B	<p>3. 電力調達の改善</p> <p>平成28年4月からの電力小売全面自由化を踏まえ、引き続き安定した電力供給が受けられるよう、それぞれの庁舎の特性を考慮した上で仕様書の見直しなどを行い、更なる調達の適切性・透明性の確保に努める。</p> <p>注)沖縄総合事務局においては、現時点で他の電気供給者が存在していないため競争性のある調達を行うことができなかったところがあるが、今後とも、地域の実情を踏まえ、調達の適切性・透明性の確保に向けた取組を検討する。</p>	○	(本省) 電力事業者より聞き取りを実施し、仕様書への反映が出来るか検討を実施。 (地方支分部局) 電力の小売事業者が沖縄へ進出したとの情報があつたことから、地域の実情を踏まえ、沖縄総合事務局が安定した電力供給を受けることができるのか情報収集を行った。	B	-	(本省) 庁舎の維持管理に必要な電力供給を安定して受けられるかが課題。 (地方支分部局) 同上	(本省) 29年度の調達が一者応札になったことを踏まえ、30年度の調達では、安定した電力供給能力を有する電力事業者から調達に関するヒアリングを実施し、仕様書の見直しを検討するなど、調達の競争性の確保に向けた取組を検討。 (地方支分部局) 29年度調達においては、小売電気業者3者に対してヒアリングを行ったところ、安定した電力の供給を行うことができるのが従前の1者のみだったため、平成30年度調達については、引き続き、情報収集を行い、調達の適切性・透明性の確保に向けた取組を検討。		
III. 重点的に調達改善に取り組む分野									
A	<p>1. 「指針」を踏まえて特に改善に取り組む事項</p> <p>(1)一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、II. 1. の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え仕様のすり合わせや価格交渉を実施。</p> <p>(2)調達手続の事前準備の充実・強化、事後検証の試行の継続 継続して実施している事業等については、引き続き、可能な限り早期に準備を開始し、調達に必要な情報収集・情報発信に努める。 特に継続する随意契約、一者応札案件等については、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。</p>								
A	<p>2. 新たな調達手法を採用した取組</p> <p>(1)「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、</p> <p>①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定 ②ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対し、調達案件の周知等による受注機会の拡大などの取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進する。</p> <p>(2)一般競争における調達の発注規模について、事業の実施に支障のない範囲で、入札等制度の趣旨、経済合理性・公正性及び事務効率性等を慎重に検討し、可能なものについては分割発注を試行し、なるべく多くの者が入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。 例えば、全国各地で実施するシンポジウムや地方公共団体との共催で実施するイベント等の会場設営支援業務等の調達における地域ごと等の分割発注により、地元事業者の受注機会の拡大などの取組を試行する。</p> <p>(3)継続案件のうち、従来、精算条項付き概要契約で調達しているものうち可能なものについては、確定契約による調達を検討・試行し、落札率の動向等の検証を行う。</p>	○							
A	<p>3. 主要経費における調達の見直し</p> <p>◎特殊かつ専門性が高い宇宙関係経費、遺棄化学関係経費 ◎政府広報経費 ◎防災関係経費 ◎勲章製造等関係経費</p>								

難易度 (※1)	調査改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
IV. 具体的な取組内容								
	1. 価格交渉の推進 ➡ 当初提示額から前年度以上の削減を目指す。							
A	(1)「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。 ・定期的にチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を研究。 ・ノウハウの共有を図るため、マニュアルの作成等を検討し、価格交渉手続きのルール化を進める。 ・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。		・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・「価格交渉シート」及び「価格交渉事例集」により、情報の共有化を図った。 ・マニュアルの作成等に向けて現状の分析、内容の検討、各省会計担当者との情報交換等を実施。 ・随意契約案件(予定価格が100万円を超えるもの)の実施決裁時において、価格交渉の状況を明記。価格交渉シートを添付し、会計課担当者が内容の確認を行うとともに、適宜指導等を実施。 ・「価格交渉シート」を見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示。	A			毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。	29年度も引き続き実施。見直しした「価格交渉シート」により、形骸化しつつある価格交渉の実効性を高める。
A	(2)外部専門家による価格交渉の推進 ・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。 ・調達アドバイザーの助言により作成した「価格交渉心得・チェックリスト」の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減。		・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言により、見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化を図った。 ・会計実務研修において「価格交渉心得・チェックリスト」の情報共有化を図るとともに、調達アドバイザーによる講演を実施した。また、地方支分部局においては、イントラネットに掲載し、情報共有化を図った。 ・随時相談を行い、助言により価格交渉を進めた。	A	(本省) 216,058 (地方) 186	※27年度は、184件の随意契約案件のうち95件について、32億2,120万円の削減を実施(当初提示額の7.7%)。 (地方支分部局) 28年度において、13件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、5件について、186万円の削減効果があった(当初提示額の3.7%)。 ※27年度は、8件の随意契約案件のうち5件について、165万円を削減(当初提示額の11.6%)。	-	29年度も引き続き実施。
A	(3)研修の実施 復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士資格を有する職員による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。 平成27年度会計実務研修における参加者の意見を反映し、参加者の意向を加味した研修内容とする。 なお、会計担当以外の職員等の参加希望職員について、職務に支障のない範囲での参加を可能とし、会計業務への理解や様々な担当の職員との意見交換の場を提供する。		・地方支分部局、復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修において、調達アドバイザー「民間企業と国の調達～調達価格引き下げ策と値下げ交渉～」の特別講演、また、弁護士資格を持つ職員より「弁護士から見た国の契約事務」等について講演を実施。 ・27年度会計実務研修における参加者の意見を反映し、新たな講義項目の設置、研修時間の延長等を実施。 ・会計担当以外の職員等の参加希望職員についても、参加を可能とし、会計課職員との質疑応答、意見交換を実施。	A		参加者によるアンケートでは、価格交渉に関する心得や民間企業の例等を知り、参考になったとの意見が寄せられている。	29年度も引き続き実施。	
	2. システム関係経費 ➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。							
A	・CIO補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 ・機器の賃貸借における再リースの活用。		システム関係の入札案件については、CIO補佐官による仕様書や事前見積り等のチェックが済んでいることを確認したうえで実施。 仕様書の優良事例を内閣府掲示板に掲載。 (本省) 政府CIOポータルサイトのサービス提供・運用保守業務、栄典事務効率化システム機器等の賃貸借・運用保守業務など、複数の案件において国庫債務負担行為での複数年契約を実施。 (地方支分部局) 沖縄総合事務局行政情報ネットワークシステムにおけるプロジェクト・マネジメント・オフィス(PJMO)支援業務など、複数の案件において国庫債務負担行為での複数年契約を実施。 (本省) 内閣府LAN(共通システム)用プリンタ専用機の賃貸借など、複数の案件において再リースを実施。 (地方支分部局) 平成28年度脆弱性検知・ウィルス拡散防止対策システムの賃貸借及び保守(再リース)など、複数の案件において再リースを行った。	A		システムの専門的な立場から、仕様書や見積等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。 予算を平準化することにより変動を抑えることができた。また、調達に係る事務の軽減が図られた。 リース契約満了時の再リースを活用することで、賃貸借料を削減。	-	29年度も引き続き実施。 29年度も引き続き実施。 29年度も引き続き実施。
A	3. オープンカウンタ方式の活用 ➡ 前年度実施件数(58件※2)程度を目標に実施し、競争性の向上を図る。 引き続き「オープンカウンタ方式※1」を積極的に活用し、多数の者に競争参加の機会を広げる。また、オープンカウンタ方式の定着を図るため、部局会計担当職員への周知を図る。 ※1 少額随契における「見積合わせ」について、ホームページの「調達情報」に案件を掲載し、メールマガジンの発行等を実施することにより、多数の者からの見積書を受け付ける方式をいう。 ※2 沖縄総合事務局を除く。		(本省) 28年度オープンカウンタ実施件数 内閣官庁・内閣府本府(沖縄総合事務局を除く):67件(27年度:58件) オープンカウンタ方式の定着を図るため、積極的に部局会計担当者呼びかけを行うとともに、引き続き、ホームページ上において、統一した留意事項を提示し、簡易な方法により案件を掲載できるよう工夫をした。 (地方支分部局) 28年度オープンカウンタ実施件数:191件(27年度:174件) 引き続き、少額の調達案件をホームページに掲載するとともに、会計課カウンターに提示し周知を実施。	A		過去実績のある事業者のみではなく調達案件を知ることが可能。 (本省) 受注希望者は、誰でも見積書を提出し受注する機会ができて、競争性の向上が図られた。 67件中、5者以上は33件、うち10者以上が22件の見積書の提出があった。 (通常の見積合わせでは3~5者による。) ※27年度443者(7.64者/件)→28年度493者(7.36者/件) (地方支分部局) 「調達案件」をホームページに掲載し、多数の者に調達の機会を広げた。また、来庁者に対して会計課のカウンターに提示することで、多くの者が閲覧することで周知を図った。	(地方支分部局) 20万円未満の建物の修繕について、契約手続の見直しを図ったところ、一者のみの調達案件が191件中83件(前年度174件中87件、前々年度121件中77件)と年々一者応札の改善が図られてきているが、さらに契約手続の見直しを図る必要がある。	29年度も引き続き実施。
	4. 調達手法の改善							
A	(1)一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、II. 1. の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施(再掲)。 一方、公募に切り替えた後も引き続き複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続している案件については、さらに慎重に検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。		(本省) ・27年度に引き続き国際交流事業支援業務(2件)等について公募を実施。 ・複数年度にわたり同一業者による一者応札が続いていた電話交換設備の保守の調達方法を一般競争入札から公募へと切り替え随意契約を実施。 ・公募を実施し、複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続しているアジア等における国際防災協力の推進業務について、慎重に検討の上、随意契約に切り替えた。 (地方支分部局) 5件を公募に切り替え価格交渉を実施。 ・平成28年度総務部資格審査システム保守管理・運用等業務 ・平成28年度浦添住宅3号棟・平良第二住宅2号棟昇降機設備点検及び保守管理業務 ・平成28年度浦添住宅4号棟・石垣住宅11号棟昇降機設備点検及び保守管理業務 ・平成28年度沖縄総合事務局人事給与総合システム保守運用業務 ・平成28年度総務部資格審査システム改良及び定期受付支援業務	A	(本省) 423 (沖縄) 108	(本省) 価格交渉を行った結果、5件について当初提示額に比べ423万円の削減。 (地方支分部局) 価格交渉を行った結果、3件について当初提示額に比べ108万円の削減(当初提示額の7.6%)。	-	対象となる案件があれば、29年度も引き続き実施。 同一業者による一者応札が何年続いたら随意契約に切り替えるといった、タイミングに関するルールを定めることが可能か検討する。

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A	(2)総合評価の効果的な活用							
	・システム関係の調達については、基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価落札方式(算入方式)を活用。		地方創生推進交付金申請システム開発・運用について財務大臣への届出により総合評価落札方式による調達を実施。	A		総合評価を実施することにより、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達が行われた。	-	対象となる案件があれば、29年度も引き続き実施。
	・可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価していない。		専門的な案件を除き、過去の受注実績や経験・実績を過度に評価されていないか確認して決裁した。	A		入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持が図られた。	-	29年度も引き続き実施。
	・総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定(再掲)(企画競争による場合も同様)。	○	28年度164件の総合評価落札方式、4件の企画競争案件において、審査項目にワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価の対象とした調達(約62億円)を実施。 ・総合評価 約56億円 ・企画競争 約6億円 ※女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(平成28年3月25日)以降に事務手続きを開始した案件。 会計課負担官案件。不落随契を含み不調のものを除く。 ※地方支分部局7件(外数)	A		インセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等の推進に寄与したものと考えられる。	-	29年度も引き続き実施するとともに、他負担官についても実施状況の統計対象とする予定。
	・価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ、または、最低価格落札方式へ移行。		28年度総合評価落札方式の案件215件※中57件について、価格点の割合を基準(1:2)より高く設定(1.04:2~1.44:2)し入札を実施。 ※会計課負担官案件。不落随契を含み不調のものを除く。	A		57件の平均(単純)落札率は83.84%、それ以外の158件は92.01%となった(平均落札率89.84%)。	-	29年度も引き続き実施。 引き続き実施によりデータを蓄積し、取組の効果の検証方法等について検討。
	・企画競争で調達していた案件のうち、可能なものについては、総合評価落札方式へ移行。 ・調査研究案件については、必要に応じて総合評価落札方式を効果的に活用。		- 多くの部局の調査研究案件において、総合評価落札方式を活用。			- -	- -	対象となる案件があれば、29年度も引き続き実施。 29年度も引き続き実施。
A	(3)積極的な調達情報の発信							
	メールマガジン登録者(平成28年2月末約1,000名)の1割程度の更なる拡大を図るなど、引き続きHPIにおける調達情報の提供を実施。 また、メールマガジンを活用した積極的な調達情報を発信するとともに利用者アンケートの意見等を参考にレイアウトを工夫することにより、入札参加者の拡大、競争性の向上及び新規参入者へのサービスの向上を図る。 特に、中小企業、ワーク・ライフ・バランス等推進企業、男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業、障害者就業施設等に対する諸施策について、調達窓口で制度紹介パンフレットを配布するなど、積極的に周知することにより競争等への参加を促進し、受注機会の拡大に努める。	ホームページに新規調達内容を掲載した翌日に、その情報をメールマガジンで登録者へ配信している。 ＜配信内容＞ 以下の件名とURLを掲載しホームページに誘導。 ・入札公示案件 ・オープンカウンタ方式による見積合わせ ・市場価格調査案件 28年2月のアンケート調査を受けて、調達種別を付すなど利用者がメールマガジンを見やすくするよう工夫。 内閣府本府庁舎1階の掲示版にQRコードを用いたメールマガジンの案内を張り出し、広報に努めた。	A		メールマガジン登録者数は、29年3月末で1,221名となっている(28年3月末現在1,031名)。 定量的な効果の検証は困難であるが、積極的な情報発信により参加者へのサービス向上に寄与している。 入札参加者の増加、オープンカウンタ方式による見積合わせ参加者が増大され、今まで以上に一層の競争が期待される。 市場価格調査の参加協力者が増加すれば、その効果が期待される。	-	29年度も引き続き実施。 特に28年度は、若手職員の意見も取り入れ、入札公告の掲示方法を業務の種類ごとに分類するなど改善したところであるが、応募事業者の視点に立った更なる改善点について引き続き検討・実施。	
A	(4)市場価格調査の積極的な活用							
	前年度実施件数(278件)程度の実施を目標に、引き続き入札公告前にホームページの「調達情報」に案件名を掲載し、メールマガジンの発行等を実施することにより、多数の者から参考見積書を受け付けるとともに、仕様書(案)への意見を聴取する機会を設け、予定価格の精度の向上及び仕様内容の充実、実質的な公告期間の確保を図る。 特に、前年度一省応札の案件については、市場価格調査を積極的に活用し、仕様書案への意見等を適切に反映することにより仕様内容の充実、新規参入の促進を図る。	(本省) 28年度351件について、入札公告に先立って市場価格調査を積極的に実施(27年度278件)。 特に、27年度一省応札であった案件については、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保するよう部局会計担当者へ周知を実施。 (地方支分部局) 入札公告前にホームページの「調達情報」に案件名を掲載し、多数の者から参考見積りを受け付け、予定価格の精度の向上及び実質的な公告期間の確保を図った。	A		入札公告に先立ち、案件名を公表し仕様書案を配付することにより、 ・実質的な公告期間を確保 ・仕様書への意見聴取や参考見積書の徴取が可能となり、競争入札の適正性の向上が図られた。	当方から業者に働きかけをしない限り、見積書の提出がない場合もあり、予定価格の精度向上及び仕様内容の充実を図るため、引き続き、業者に対する積極的な対応が必要。	29年度も引き続き実施。	
A	(5)電子調達システムによる電子入札利用の促進・調達事務の改善							
	事業者に対し、電子調達システムによる電子入札機能の利用を促進し、入札事務負担の軽減を図る。 応札者数等のわからない方式での入札業務の実施を目指し、引いては一省応札の場合における落札率の高止まりの解消を目指す。 調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、電子入札機能のみを利用した入札手続きの一部試行など、引き続き業務の効率化を図る。また、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約するなど業務の簡素合理化を検討する。	○	ポスターの掲示、パンフレットの配布等を実施し、周知することで電子入札機能の利用促進を図った。 業務の効率化を図るため、什器類の購入について、電子調達システムにより電子入札機能のみを利用した入札手続きを一部試行。 共同して調達する物品の購入又は役務の提供等にかかる契約の事務手続について、年間を通じて、会計課における支出負担行為担当官の下で、一括して事務を執行。 精算条項付き概算契約について、入札公告決裁等に「精算条項有」である旨の明記を義務化。	A		事業者に対し、電子調達システムによる電子入札機能の利用を促進し、一部入札事務負担の軽減を図られた。 電子入札機能のみを利用した入札手続きを試行したことにより開札に要する時間が短縮された。なお、業者から特段の苦情はなかった。 会計課における支出負担行為担当官の下で一括して事務を執行できたことにより調達事務の簡素化及び内部管理業務の集約化が図られた。 決裁等に明記することで、一目で判別が可能となった。その結果、精算状況等の確認を迅速かつ正確に行うことが出来た。	(本省) 電子入札機能を活用できない業者がいたため、応募者数が減った。 (地方支分部局) 中小企業の紙入札が多く、事務の軽減が図られていないのが現状である。	電子入札機能のみを利用した入札手続きの一部試行について引き続き実施するとともに、応募者数等の動向を検証する。 電子決裁における件名の工夫(日付の明記等)、最低限審査や確認する事項についてはマニュアル化を図るなど、更なる業務効率化を検討。
	5. 随意契約・一省応札							
A	(1)随意契約の見直し → 一般競争・公募への移行による競争性の向上、見積額の精査により経費の削減を目指す。							
	・発注条件、仕様書の見直し等による競争性のある契約(一般競争又は公募)への移行。		-					
	・随意契約審査委員会の更なる厳正な事前審査により適正性を確保。		引き続き、真に限定される案件のみ随意契約とし、価格面についても厳密な精査を実施。					
	・企画競争案件においては価格についても原則、評価の対象項目とする。		引き続き、企画競争案件については、価格についても評価の対象項目とすることを原則とした。	A		全ての随意契約について、厳格な審査を行うことで、安易な随意契約の締結を防止。 見積経費の精査、企画競争における価格の評価対象項目化により経済性が向上した。	-	対象となる案件があれば、29年度も引き続き実施。 29年度に予定している随意契約案件について、例年より早期に事前準備に取り掛かり、更なる内容の精査、価格交渉の推進を図る。
	・価格交渉の推進(再掲)。					IV. 11に記載		

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応	
A	(2)一者応札の改善(再掲(項目のみ))								
	競争参加者を確保し一者応札の解消を目指す。								
	・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。		調達予定案件の定期的なホームページへの公表、地方支分部局においては建設新聞への情報提供を実施。						
	・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。		可能な限り公告期間を確保。 特に、国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、 ・原則30日以上公告期間を設定 ・仕様書の概要紙(1枚もの)の作成 ・説明会を開催 など業務内容の理解促進に努めた。			(本省) 27年度一者応札案件(28年度も継続のもの)121件のうち、41件が複数者応札に改善(改善率33.9%)。 ※27年度は、90件のうち33件が複数者応札に改善(改善率36.7%)。	公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度の行き詰まり感が否定できない。	29年度も引き続き実施。	
	・わかりやすい仕様書と概要説明の1枚紙を作成。		一方、 ・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価する など受注資格要件の緩和等 ・過去の成果物について、仕様書においてURLの明示を引き続き実施。	A		(地方支分部局) 入札公告に先立ち、案件名を公表し、多くの業者への周知及び実質的な公告期間の確保を図った。	これまでも指摘されている国際交流事業支援業務関係案件については、左記取組の結果、28年度は7件中1件が複数者応札となり改善がみられたが、依然として一者応札も多いため、引き続き、入札等監視委員会や調達アドバイザーにより、入札参加資格要件や調達手法の検討を実施していく予定。	業務に支障のない範囲で可能な限り受注資格要件等の緩和を引き続き検討し、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物など参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。引き続き、国際交流事業支援業務と同種又は類似案件の調達について、仕様書等の改善に努める。	
	・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。		さらに、これらの実効性をより高め、その事前確認強化のための取組として ・一者応札への対応事項の明記の徹底 ・仕様書記載事項の改善状況の明示 ・前年度の入札参加資格制限状況とその緩和状況の明記 ・市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、30日以上公表・公告の期間を確保 ・メルマガによる積極的な情報発信を実施。			27年度一者応札案件(28年度も継続のもの)15件について、複数者応札に改善した案件はなかった。 ※27年度は、15件のうち1件が複数者応札に改善。			
	・過去の成果物等をホームページ等において公開。								
	・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。								
	発注条件の緩和や事前調査により一者応札の解消を目指す。								
	・受注実績、資格要件についての緩和を検討。		過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど、受注資格要件の緩和等を実施(再掲)。						
・過度に良質な条件、性能を求めものとなっていないかを検証。		「防災スペシャリスト養成研修の実施に関する調査検討・企画運営業務」、「女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究」、「国・地方連絡会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業運営業務」、「生涯活躍のまち推進に関する調査・分析等」について業務内容や地域ごとに分割発注を試し、受注機会の拡大に努めた。	A		分割発注の試行により、防災スペシャリスト養成研修の実施に関する調査検討業務において一者応札から複数者応札に改善するなど受注機会の拡大につながった。				
・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。		調達予定案件の公表、市場価格調査の実施、メルマガジンの発信により、入札公告に先立って積極的に事前の情報発信を実施。			精算条項付き概算契約による調達から確定契約による調達を試行した国・地方連絡会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業運営業務について精算条項付き概算契約による調達から確定契約による調達を試行。				
・入札に参入可能な事業者の事前調査。		「国・地方連絡会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業運営業務」について精算条項付き概算契約による調達から確定契約による調達を試行。							
・上記の取組を行った結果、一者応札が継続する場合は慎重に検討のうえ、公募による随意契約に移行し価格交渉を実施。		IV. 4. (1)に記載							
6. 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達									
A	(1)共同調達の実施 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。								
	汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記、荷物の配送等)を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。		(本省) 28年度19件(17品目)の共同調達を幹事官庁として実施。 ①荷物等の配送業務(内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ②会議等の速記業務(個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ③コピー用紙(内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ④事務用消耗品(内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑤プリンター用紙及びFAX用トナー等(内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑥いす用リース等のクリーニング業務(消費者庁、復興庁) ⑦ガソリン及び軽油(平成28年度上半期、下半期(計2件))(内閣法制局、個人情報保護委員会、消費者庁) ⑧一般定期健康診断(内閣法制局、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑨婦人科検診(内閣法制局、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑩電動アシスト付自転車の貸借等業務(消費者庁、復興庁) ⑪トレットペーパー(宮内庁) ⑫電球・蛍光灯(宮内庁) ⑬国会議員要覧(内閣法制局、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑭政治家要覧(内閣法制局、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑮給与小六法等(内閣法制局、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑯保存食等(内閣法制局、個人情報保護委員会、消費者庁)			(本省) 参加官庁の調達事務負担を軽減。個別案件については以下のとおり。 ①荷物等の配送業務 総価換算比較で1'sdown ②会議等の速記業務 27年度同額(1時間当たり@20,000) ③コピー用紙 単価の引下げがあった(27→28: 0.5%down)。 A3: @1,356→1,350 A4: @1,130→1,124 B4: @1,695→1,686 B5: @ 847→ 843 ④事務用消耗品 対27年度同品目(216品目)において150品目が単価引上げ。 ⑤プリンター用紙及びFAX用トナー等 対27年度同品目(229品目)において93品目が単価引上げ。 ⑥いす用リース等のクリーニング業務 対27年度同品目(28品目)において11品目が単価引上げ。 ⑦ガソリン及び軽油 25年度からの供給スタンドの位置条件緩和(半径1km→2km以内)により引き続き3者応札(25→26下→26上(→26下変更)→26下→27上→27下(→27下変更)→28上(→28上変更)) ハイオク: @168→166→163(→168)→167→150→145(→133)→125(→135) レギュラー: @158→156→153(→158)→157→140→135(→123)→115(→125) 軽油: @133→125→138(→143)→143→130→125(→117)→110(→115) ⑧一般定期健康診断 対27年度同品目(39項目)において12項目が単価引下げ。 ⑨婦人科検診 単価の引下げはなかった(27年度同額)。 ⑩電動アシスト付自転車の貸借等業務 27年度同額(台1月当たり@5,800)。 ⑪トレットペーパー 対27年度で1個当たり@22.2→21.5の単価引下げ。 ⑫電球・蛍光灯 対27年度同品目(33品目)において26品目が単価引上げ。 ⑬国会議員要覧(上半期) 単価の引下げはなかった。@2,045→2,050 ⑭政治家要覧(上半期) 単価の引下げがあった。@3,550→2,714 ⑮給与小六法等 ・給与小六法@4,775→4,750 ・人事小六法@4,540→4,650 ⑯保存食等 対前年度同品目(23品目)において4品目が単価引下げ。 ⑰国会議員要覧(下半期) 単価の引下げはなかった。@2,050→2,700 ⑱政治家要覧(下半期) 単価の引下げはなかった。@2,714→3,550 ⑲六法全書 単価の引下げがあった。@9,744→9,720			29年度調達において引き続き共同調達を実施。
	特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数等の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。								
	共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。			(地方支分部局) 28年度4件(4品目)の共同調達を幹事官庁として実施し、28年度から1官署(那覇植物防疫事務所)の参加官署を拡大した。 ①平成28年度トナーカートリッジの購入(単価契約) ②平成28年度コピー用紙の購入(単価契約) ③平成28年度事務用消耗品の購入(単価契約) ④平成28年度貨物運送業務(単価契約) 参加官署(沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通運事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所)			(地方支分部局) 参加官署の調達事務負担を軽減。 ①トナーカートリッジ(27→28) 対前年度同品目(126品目)において92品目が単価引下げ。 ②コピー用紙(27→28) 3品目とも単価の引下げとなった。 A3: @1,360→1,285(△75) A4: @1,632→1,542(△90) B5: @2,041→1,927(△114) ③事務用消耗品(27→28) 対前年度同品目(327品目)において187品目が単価引下げ。 ④貨物運送業務(27→28) 単価の引下げはなかった サイズ・重量(49品目)		
IV. 4に記載									
A	(2)価格交渉の実施、外部専門家による価格交渉の推進(再掲)								

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	実施した取組内容		目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
		平成28年度に開始した取組						
	7. 主要経費における調達 ※()内の金額は平成28年度調達見込額							
	◎特殊かつ専門性が高い2経費 (約1,939億円※うち国債約1,543億円)							
A	当該経費(宇宙関係経費、遺棄化学関係経費)にかかる個々の契約案件については、特殊で専門性が高い仕様となっているため、引き続き外部有識者からの提言への対応や民間コンサルティング会社等の履行監視等により経費の削減を目指す。 宇宙関係経費のうち、施設等の整備経費(3か年の国庫債務負担行為予算額約9.4億円)については、仕様書、調達方法等の検討を行い、予算額から5%(約0.5億円)程度の削減を目指す。 遺棄化学関係経費のうち一者応札となっている案件について、公平性、競争性を高める観点から、競争参加者の増加を図るため、 ①仕様書を見直し、業務内容を分かりやすく記述する ②新規業者への声かけを行う ことにより、一者応札を解消し、複数者応札の実現を図る。 また、契約後に代価が確定する契約については悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう連帯金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事象の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査(企業の会計制度の信頼性を確認するための調査)を行う。	○	【宇宙関係経費】 民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用して経費の削減を目指した。 施設等の整備経費について、調達方法の見直しを実施した。 独自又は関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査を実施した。また、職員的能力向上のため公認会計士による研修を実施した。 【遺棄化学関係経費】 随意契約案件について、価格交渉を行う際に民間コンサルティング会社の知見を活用するなどして、経費の削減を目指した。 28年度当初契約に先立って平成27年12月から、一者応札となっている案件について、仕様書の見直し(仕様書の項目名の平仄を合わせる、廃棄処理事業の理解のためHPアドレスを記載する)を行うとともに、新規業者へ声かけを行うことなどを実施し、複数者応札の実現を目指した。	A A C A	22,995 76,178	民間コンサルティング会社等の専門的知見を仕様の見直しに反映することができた。 3年間の国庫債務負担行為による長期契約、地域に分散する施設単位での一般競争(総合評価落札方式)採用等により企業の応札意欲が高まり、各施設とも複数者の入札があったことから予算額から25%を削減することができた。 抜き打ちでの制度調査を実施し不正事象を未然に防止している。また、新たな契約相手方と交渉し受入れ合意書を締結することにより、制度調査の対象となる契約相手を追加するとともに、公認会計士による研修(企業の不正会計と調達業務、システム監査他)の実施により職員的能力向上(見積書を見る場合の留意点、作業工数の点検における留意事項等)を図ることができた。 随意契約案件(2件)について、価格交渉を行う際に民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、予算額に比べ約7億6,178万円の経費の削減を図ることができた。 一者応札となっている案件について、仕様書の見直しを行うとともに、新規業者へ声かけを行い参加を募ったところであるが、複数者応札には至らなかった。	29年度も引き続き実施。 29年度も引き続き実施。 引き続き、随意契約に係る価格交渉や履行監視において民間コンサルティング会社の知見を適切に活用し、経費の削減を目指す。 実施したアンケートの結果を踏まえ、29年度の契約に向けて新規業者が参入できるように取組について有識者会議で検討。	
	◎政府広報経費(約78億円)							
A	引き続き、広報テーマに応じ、新しいメディアへの対応も含めた広報効果の確保を図るため、創意工夫のできる企画競争(随意契約)を活用することに加え、一定の年間広報枠の調達については、一般競争入札(総合評価)により適時適切な広報を実施するための機動性を高めつつ経費の削減を目指す。 なお、28年度予算に新規計上されたBSテレビ番組の調達についても、一般競争入札(総合評価)により経費の削減を目指す。	○	国内広報キャンペーン業務の企画競争の調達においては、その審査項目に提案価格の積算内容の妥当性及び総額についての項目を追加した(8月末に実施)。 一定の年間広報枠の調達については、総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。さらに、平成29年度の調達では、競争性を高めるため、一部の契約において参加要件の変更を行うとともに、総合評価における価格点の割合を引き上げた。 政府広報テレビ番組(BS放送番組)の制作・放送実施業務について、一般競争入札(総合評価)により調達を実施した。	A	11,132 3,460	提案価格の積算内容の詳細を出させることにより、積算内容の適正化に向け、指導しやすくなった。 28年度における調達(一般競争入札(総合評価))結果と随意契約(企画競争)で調達した23年度を比較すると、新聞記事下広告で約1億1,132万円の経費を削減。 なお、一般競争入札(総合評価)で調達した27年度と比較すると、約1,949万円の削減となっている。 また、「平成29年度政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」の入札では、参加要件の変更を行った結果、参加業者が28年度よりも増加した。 一般競争入札(総合評価)により調達した結果、予算額7,792万円に対し、落札額は4,332万円となり、3,460万円の削減効果があった。	29年度も引き続き実施。 キャンペーンテーマに係る国内広報業務の応募者が減少し、本年度の年間代理店は2者となった(応募は3者からあったが、そのうち1者は政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの実施業務等を受注したため、年間代理店からは除外となった)。 29年度も引き続き応札者数の増加、さらなる競争性の向上に向け、調達方法の見直しを検討。	
A	◎防災関係経費(約29億円)							
A	競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表、市場価格調査の実施による実質的な公告期間を含め十分な公告期間を確保し、競争性を高めるとともに、市場価格調査による適正な予定価格の設定により経費削減を目指す。 一者応札が継続している調達案件については、業務の分割等を行うことで、より入札に参加しやすい調達単位にすることで複数者の応札を目指す。また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。これらを実施することにより、当初予算で予定している事業については、予算額に対して10%(約3億円)以上の削減を目指す。		競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう公示開始日の前倒し、仕様書の明確化などを行うとともに、市場価格調査も積極的にを行い、予定価格作成時の経費削減を行った。 一者応札が継続している調達のうち1件について分割発注を行った。公募随意契約の移行については、検討の結果移行には至っていない。	A	39,845	市場価格調査を踏まえ予定価格の作成時に経費削減を行ったことにより、当初予算で計上している57事業について以下のとおり削減できている。 予算額 289,930万円 57事業予算額 230,598万円 契約額 190,753万円 対57事業予算削減率 39,845万円 対予算削減率 13.7% 一者応札の続いていた「防災スペシャリスト養成研修」の実施に関する調査検討・企画運営業務について分割発注をしたことにより複数者応札に改善された。	29年度も引き続き実施。	
A	◎敷章製造等関係経費(約27億円)							
A	敷章製造等関係経費のうち、その大宗を占める随意契約案件については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、平成28年度予算(契約)において約0.4%(約1千万円)の削減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。		随意契約案件については、28年度予算において削減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。	A		公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施した結果、複数の参加者があり競争性を高めることができた。	引き続き、経費削減と競争性を高める取組について検討。	
	8. その他の取組 人事評価制度の有効活用、調達等の専門家の養成及び外部専門家の活用などの行政サービスの向上や業務の効率化等につながるものについては、積極的に取り組む。							
A	調達手続の事前準備の充実・強化(再掲)							
A	継続して実施している事業等について、可能な限り早期に準備を開始し、調達に必要な情報収集、情報発信に努める。		可能な限り公告期間を確保。 特に、国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、原則30日以上の公告期間を設定など事前準備に努めた。	A		国際交流事業支援業務関係案件については、左記取組の結果、28年度は7件中1件が複数者応札となり改善がみられた。	29年度も引き続き実施。	
A	事後検証の試行の継続(再掲)		(本省) 部局と会計課において情報を共有し、次年度以降の調達に活用させる。執行時における問題点等について、入札公告、入札説明書において「成績評定」を実施し公表する機会があることを明記し、事前周知することにより、受注業者への適正な履行を担保する取組について周知し、複数の案件で実施。 (地方支分部局) 案件一覧を作成し、備考欄に調達時及び執行時等の問題点等を記載し、次年度以降の調達に活用。	A			29年度も引き続き実施。 特に29年度においては、重点的に取り組む案件を抽出し、対策と効果を分析する取組を試行。	

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A	調達に関する事項、仕様書の模範例等の情報共有							
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、業務区分に応じ、同・類似案件の入札方式、予定価格の積算方法、応札回数・落札率などの参考情報を掲示板に掲載。 特に仕様書の優良事例等については掲示板に掲載するとともに、積極的に周知を実施。 		引き続き、「調達に関する事項の情報共有簿」を掲示板に掲載し、入札案件について情報共有を実施。	A		予定価格の積算方法や開札の状況等について、契約事務担当者間で情報共有し、参考に資する。	-	29年度も引き続き実施。
A	国庫債務負担行為の活用							
	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度については28件(うち6件は新規)の事業について、国庫債務負担行為による複数年契約を実施予定。 引き続き、国庫債務負担行為による複数年契約の有効性を検証しつつ、予算要求における国庫債務負担行為の活用を各部署に指導し、平成29年度予算要求へ反映する。 		28年度新規に計上した国庫債務負担行為について、複数年契約を実施若しくは調達に向けた準備を実施。	A		-	-	今後とも国庫債務負担行為が活用されるよう、引き続き実施。
A	人事評価制度の有効活用							
	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価記録書(能力評価)に業務の効率化・合理化の評価項目を平成22年度に新たに追加。 「内閣府人材育成・活用方針」(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)に業務の効率化・合理化について評価することを明記。 当該方針に基づき、業務の効率化、合理化等について評価に反映。 		引き続き、「内閣府人材育成・活用方針」に基づき業務効率化について人事評価に反映。	A		各職員のコスト意識、業務の効率化への意識の向上。	-	29年度も引き続き実施。
A	調達等の専門家の養成・外部専門家の活用							
	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。 復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士資格を有する職員による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る(再掲)。 民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。 		民間企業を訪問し、調達経費の削減策や価格交渉の状況について意見交換を実施。			民間企業における調達の実態及び事務効率化への取組について把握。市場価格の的確な把握手法や調達機器の仕様の統一化などの取組については、国の調達にあたって参考となるものであった。	IV. 1. (2)に記載	29年度も引き続き実施。
A	カード決済							
	<ul style="list-style-type: none"> 既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。 引き続き電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入(試行)。 		「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)に基づき、カード決済(支出官払)の導入について検討。	A		-	28年度の電気の契約事業者は、カード払いを認めていない。調達の際に仕様書において、カード払いを条件にすることにより応札者が限定されてしまわないかが課題。	電気、ガス料金については、29年度調達に向けて、カード払いによる支払いができるよう調整していく予定。
B	旅費の効率化							
	<ul style="list-style-type: none"> 割引制度や出張バック商品等を最大限活用。 アウトソーシングを継続して実施(対象部署を概ね全部局に拡大)。 SEABIS(旅費及び謝金・諸手当システム)の利用促進。 	<p>(本省)</p> <p>引き続き、アウトソーシングを実施。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>出張バック商品等を最大限活用。</p> <p>(本省)</p> <p>SEABISの使用を引き続き実施(28年1月から一部の出張旅費支払いについて導入)。会計担当以外の職員等の参加希望職員についても参加を可能とした。SEABIS(旅費及び謝金・諸手当システム)に係る説明会を実施。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>上半期に本局に導入、下半期には事務所等へ追加導入を行い、平成29年1月以降、局全体で完全実施。</p>	A	<p>(本省)</p> <p>出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用による旅費の削減が図られる。(パンフレット表示価格から5%割引)</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>出張バック商品等を最大限活用することにより、旅費の節減が図られる。</p> <p>(本省)</p> <p>説明会において、会計課職員との質疑応答、意見交換を実施。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>旅費精算請求書のペーパレス化、支出負担行為即支出決議書のデータ入力作業の簡素化及び会計検査院への証拠書類提出の電子化が図られる。</p>	<p>(本省)</p> <p>左記の「一部の出張旅費支払い」に該当しない部局の大半では、あまり導入が進んでいないため、本格導入予定の29年度に、操作等に係る質問が引き続き寄せられることになるとと思われる。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>旅行計画機能が利用できない、また日額旅費等の決裁処理件数が増加する。</p>	29年度も引き続き実施。		
A	適正な物品管理等							
	<ul style="list-style-type: none"> 備品、消耗品の更なる適正在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。 民間倉庫に保管している物品について適正な処分に努める。 	<p>(本省)</p> <p>備品等の調達に際しては、在庫品との実合及び在庫品の供用を優先的に行うことにより購入数量を最小限に抑えることを図った。また、各物品供用官に対して、調達に際しては、物品管理官に対して在庫品の照会をするよう研修において周知を行った。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>新規に備品等を調達する場合は、在庫品と実合の上、必要最低限の購入を行い、在庫の供用を行っている。</p>	C	<p>(本省)</p> <p>部局間だけでなく、組織間においても物品を共有できるよう、管理換えを実施(28年度中18回)、購入物品の縮減が図られた。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>適正な在庫管理により、在庫物品(10点)の供用を行い、新規調達物品の縮減が図られた。</p>	<p>(本省・地方支分部局)</p> <p>物品の管理等について、物品管理簿等に記録されている重要物品の現物が確認できないなどの事態及び取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていない事態について、会計検査院より指摘された。なお、指摘を受けた重要物品及び備品については不用決定等の手続きを行った。</p>	29年度も引き続き実施。		
V. 調達改善計画の実施状況の把握								
	計画の進捗状況については、半期ごとにとりまとめる。また、計画に無い取組を実施した場合又は実施を予定する場合は、上半期自己評価時にそれらを明記し、以後の自己評価において評価を実施する。		計画の進捗状況を自己評価の上、公表。	A		-	-	29年度も引き続き実施。
VI. 自己評価の実施方法								
	<p>上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。なお、評価においては入札等監視委員会や内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高める。</p> <p>また、自己評価結果には、次の内容を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施した取組内容及びその効果 目標の達成状況 実施において明らかになった課題 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等 <p>一方、今後の行政改革推進本部事務局による「難易度」、「進捗度」及び「効果」の3要素を踏まえた自己評価方法の見直しを実施された場合には、これらの観点に特に重点を置いた検証方法を併せて検討のうえ自己評価を実施する。</p>		<p>上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について自己評価し公表。</p> <p>「難易度」、「進捗度」及び「効果」の3要素を踏まえた自己評価方法については、削減額に特化するのではなく、調達に向けた検討や実施状況、新たな取組などを総合的に勘案して、自己評価を実施。</p> <p>地方支分部局においては、10月から内部監査を実施。年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高めた。</p>	A		-	<p>「削減額」の解釈については様々な意見があり、価格交渉による事業者からの当初提示額や予算額と契約額との差額をもって削減の「効果」を判定することは出来ないものと見られる。</p> <p>価格交渉においては、積算内容の精査や仕様書のすり合せによる業務内容のスリム化など、検討過程を重視した取組を実施。</p>	29年度も引き続き実施。
VII. 調達改善の推進体制								
	1. 外部有識者の活用方法							
	取組の推進に当たっては入札等監視委員会や調達アドバイザーの意見を積極的に活用するものとする。特に、調達方法の適切性や透明性の確保、経済合理性及び事務効率性の向上といった観点で、問題点の抽出、取組に対する監視、指導、助言等を求めるものとする。		<p>年度末自己評価について、調達アドバイザー及びCIO補佐官から別紙2のとおり助言を受けた。</p> <p>地方支分部局においては、上半期の調達方法等について入札監視委員会から助言を受けた。</p>	A		-	-	29年度も引き続き実施。
	2. 推進体制の整備・推進状況のフォローアップ							

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	「内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を整備する。 推進チームにおける会合は必要に応じ開催する。 また、内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催により調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を半期に一度開催し、進捗状況を取りまとめ、推進チームへ報告する。		本計画において体制を整備。 内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催による調達改善計画の進捗状況のフォローアップのための実務者会合を実施。 上半期終了時点及び年度終了時点における自己評価の状況を推進チームに報告。	A		-	-	29年度も引き続き実施。
	3. 内部監査の活用							
	会計監査の中期基本方針及び会計年度毎の実施方針並びに会計監査実施計画において、調達改善計画に掲げられる事項の進捗・改善状況等の確認を監査項目として特定の上内部監査を実施する。 監査における指摘事項等については、是正を行うとともに、それらの結果を自己評価や翌年度以降の計画に反映する。		(本省) 28年度の会計監査の実施方針・実施計画において、調達改善計画の進捗・改善状況等の確認を重点監査項目の一つとして設定して監査を実施。 (地方支分部局) 調達改善計画の進捗・改善状況等について、実地監査において検証・評価を実施。	A		(本省) 調達改善計画の進捗・改善状況等について、内部監査としても評価・検証を実施し、29年度の計画に反映。 (地方支分部局) 1者応札の見直しや予定価格の合理性、旅費の執行等の項目について、指摘事項を監査報告書に掲載。	-	29年度も引き続き実施。

Ⅷ. その他								
	1. 自己評価の公表							
	計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。		計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表。	A		-	-	29年度も引き続き実施。
	2. 計画の見直し							
	指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行い、公表する。		-			-	-	29年度も引き続き実施。
	3. 所管独立行政法人への要請							
	所管独立行政法人に対し、「独立法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年6月までに策定する当該年度の「調達等合理化計画」に、本計画の取組内容を踏まえ策定するよう、各法人の所管部局を通じて要請する。		所管独立行政法人に対し、本計画の取組内容を踏まえ調達等合理化計画を策定するよう、各法人の所管部局を通じて要請。	A		引き続き、競争性のある契約への移行、一者応札の解消等について、調達等合理化計画に記載。	-	29年度も引き続き実施。

○その他の取組(調達改善計画に記載していない事項)

難易度 (※1)	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A		業務の確実な履行及び品質の確保の維持向上のため、入札に先立って履行体制証明書を提出させる場合の取扱等について、10月12日付で契約担当官及び全部局会計担当者に周知徹底を図った。		入札前に「履行体制証明書」の内容を審査し、契約後の業務水準、履行内容の品質を確保する一方、過度な水準の要請による入札参加への制限をしない旨周知。応札者の確保と競争性の向上を期待。		29年度も引き続き実施。
A	○	会計実地検査の指摘に基づき、物品管理官、物品供用官、分任物品管理官を設置する各部局会計担当者に対し、物品の取得、保管、供用及び処分に関する事務手続き等に関する説明会を実施。「物品管理事務是正改善調査チーム」を発足させ、物品管理状況把握のための調査を実施。 また、再発防止のため、幹部会等での注意喚起、物品管理に関するマニュアルの改定及び説明会の実施を実施した。		物品を適正に管理することなどの重要性について周知徹底。 中間調査報告書等を発出し、物品管理に必要な所定の手続きが不十分であるとされた点については、再発防止のための対策を検討・実施。	会計実地検査において、各物品供用官と物品使用職員との連絡体制が不足していること等を指摘されたことを受けて、最低限、共有すべき情報をマニュアルに明記する等の対策が必要である。	責任の明確化のため物品の設置状況に応じた物品管理機関の設置(当面、防災通信機器管理のための分任物品管理官を設置)、全府省庁を対象として配備されている物品管理システム(SEABIS)への本格的な移行を行い、物品管理の電子化・システム化を進める。 また、必要に応じて、随時、マニュアルの改定を行う。
A	○	会計課若手係員が日々の業務で感じている事について議論(「係員の会」を発足)、前例にとらわれない、第三者目線に立った業務改善を実施。 入札公告、メールマガジンの配信、市場価格調査依頼、オープンカウンタ方式による見積依頼等を案内している庁舎内の掲示板やホームページについて、レイアウト変更を行った。 また、29年度調達に向けて、入札説明書や契約書等の改善についても検討。		入札公告掲示板について、新規案件が出るたびに入札公告期間、案件名、業務分野(「物品」、「役務」、「企画競争・公募」)を明記した「入札案件一覧表」を掲示し、業務分野毎に掲示している入札公告への誘導を促し、入札公告については、業者が入札に参加するために必要となる入札参加資格毎に色分けを行うことにより、業者が求めている入札公告が一目でわかるよう業者側の目線に立ち、見やすさを追求することにより入札参加を促した。		更なる改善(簡単にメールマガジン登録が出来る、バックナンバーを掲載する等)を実施。
A	○	「旅費・会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)」について、(旅費業務) 改善計画に先立ち、出張者に対する旅費の早期支払いのための方策として、旅費業務担当者への研修において、従来の旅費請求手順の説明に加え、旅費請求書類作成に際しての留意点等の説明を実施。また、平成28年6月3日付で全部局に対し、旅費の支払いの早期化について周知を図った。また、3か月ごとにメールにて各部局に対して旅費請求書類提出の督促を実施。 また、運用の見直しに係る独自の試算を行い、旅費と事務作業の効率化に向けた検証を実施。(会計業務) 資金前渡官更廃止に向けた取組について、関係者間で打合せを実施。地方支分部局については、平成28年8月29日に関係者の役割を明確にするためにPTを発足し、支出官への移行スケジュール及び進捗管理表を作成し、支出官私を検討している出先機関とのヒアリング内容等をPT会議にて実施。		次官級会議が開催され、内閣官房等幹部の意識が高まった。また、旅費の支払い早期化が図られることに伴い出張旅費の立替え期間が短縮され、特に若手職員の経済的負担軽減に寄与した。 各府省庁担当者との違いや工夫を取り組んでいくことなどを情報交換した。		旅費業務の効率化に向けた改善計画に基づく出張者に対する旅費の早期支払いのための運用、SEABISの全面導入等により、旅費支払い業務の手続き面の変化があった。これらについて、各部局において業務の滞り等がないか動向を把握し、必要に応じて、例年の会計実務者研修以外の説明会等を検討する。 会計業務の効率化に向けた改善計画に基づく、資金前渡官更廃止に係る手続きを実施する予定。

(※1)
A+: 効果的な取組
A: 発展的な取組
B: 標準的な取組

(※2)
A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【調達アドバイザー(野本経営研究所 野本氏)】 意見聴取日【平成28年11月9日(水)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 28年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全般について御説明。</p> <p>(特記事項)</p> <p>1. 一者応札が継続する案件の公募への移行のタイミングについて</p> <p>2. 共同調達における幹事官庁の負担と価格面で効果がない場合の対応等</p>	<p>(総論)</p> <p>これまで、過去の調達を見直し、新たな取組を実施してきた。今後は、これまで実施した内容を見直し、検証することが大事。引き続き会計課が部局に指導すべきであり、そのために、最低限マニュアルや事例集等の作成、定着を図ってほしい。</p> <p>① 一者応札が継続する案件の公募への移行のタイミングについて、ルールや基準を策定すべきであり、検討が必要である。</p> <p>② 共同調達について、実施初年度は価格が低下するが、次年度以降、横ばいする傾向にあるものと思慮。単価が割増になった場合など、従前のやり方に戻すことも必要であり、幹事官庁の持ち回りと併せて、ルールや基準を策定すべきである。</p> <p>③ 仕様書の事例集、マニュアル(初任者向け)を作成すべきではないか。</p> <p>④ 更なる改善を目指すために、入札等監視委員会等も活用し、事後検証を充実させてほしい。</p> <p>⑤ 自己評価における「実施において明らかになった課題等」に対し、課題等の改善に向けた取組を次期の計画と考えるべき。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、これまで実施した取組について検証し、優良事例は引き続き実施するとともに、効果が少ないものは従前に戻すことも視野に検討する。また、マニュアルや事例集等の作成について検討する。</p> <p>① 一者応札が継続する案件の公募への移行のタイミングや手続きについて、行革事務局と調整し、検討を行う。</p> <p>② 共同調達の効果を検証するとともに、従前のやり方に戻すことも視野に29年度調達に向けて調達手法等を検討する。ルールや基準については、行革事務局と調整し、検討する。</p> <p>③ 仕様書に係る事例集、作成上の留意点について、価格交渉マニュアルの作成と併せて検討する。</p> <p>④ 引き続き事後検証の方法等を検討するとともに、翌年度以降の契約へ反映すべく事後検証を実施する。</p> <p>⑤ 次期計画に向け検討していくとともに、策定要領への明記等について行革事務局と調整を行う。</p>

外部有識者の氏名・役職【調達アドバイザー(野本経営研究所 野本氏)】 意見聴取日【平成29年6月16日(金)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 平成28年度に実施した取組とともに、自己評価全般について説明。</p>	<p>(総論)</p> <p>これまでの様々な取組の効果について、データに基づいた分析を踏まえた検証をしっかりとやっていくべき。場合によっては、元のやり方に戻すことも必要である。</p> <p>① 総合評価について、価格による競争性を向上させるため価格点割合の引上げを行うと、その結果落札率は下がっているが、一定の品質水準は確保されたのか併せて検証すべきではないか。</p> <p>② 共同調達について、実施初年度は価格が低下するが、次年度以降、横ばいする傾向にあるものと思われる。単価が割増になった場合など、従前のやり方に戻すことも必要であり、幹事官庁の持ち回りと併せて、ルールや基準を策定すべきである。</p> <p>③ 更なる改善のため、入札等監視委員会等も活用して、事後の検証も充実させるべき。</p>	<p>① 引き続き、価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げを実施するとともに、その結果を検証する。</p> <p>② 共同調達の効果を検証するとともに、場合によっては、従来のやり方に戻すことも視野に、今後の調達手法等を検討する。ルールや基準については、行革事務局と調整し、検討する。</p> <p>③ 引き続き事後検証の方法等を検討するとともに、翌年度以降の契約へ反映すべく事後検証を実施する。</p>

外部有識者の氏名・役職【CIO補佐官 谷口英宣、大塚仁司、山田浩民】 意見聴取日【平成28年11月8日(火)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 28年度上半期に実施した取組と自己評価について(システム関係)</p>	<p>○ 人事・給与関係業務情報システム関係の調達にあたっては、内閣府と内閣法制局の共同調達を行うべきである。</p> <p>○ 政府共通プラットフォームに移行する際の留意点を整理したので利用してほしい。</p>	<p>○ 次年度の人事・給与関係業務情報システム関係の調達時に共同調達すべきか検討する。</p> <p>○ 府内の電子掲示板に掲載し、該当部局に周知する。</p>

外部有識者の氏名・役職【CIO補佐官 谷口英宣、大塚仁司、山田浩民】 意見聴取日【平成29年6月22日(木)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 28年度に実施した取組と自己評価について(システム関係)</p>	<p>①平成28年度は80万SDR以下の案件のうち、技術的難易度が高いものについては、総合評価を採用したことで、適正な契約をすることができた。平成29年度も引き続き、必要に応じて総合評価を実施すべき。また、技術審査の審査員については、積極的にCIO補佐官を含めるようにすべき。</p> <p>②総合評価の技術等評価表における項目ごとの配点基準が、案件によって異なり、評価の客観性が担保できないため、可能な範囲で統一すべき。</p> <p>③「人事・給与関係業務情報システムに係る運用支援等業務」の調達にあたっては、内閣府と内閣法制局の共同調達を行うべき。(平成28年11月8日意見の再掲)</p>	<p>①平成29年度も引き続き、80万SDR以下であっても技術的難易度が高い案件について、総合評価を採用するよう努める。また、技術審査の審査委員については、原則、CIO補佐官を含めるよう担当に働きかける。</p> <p>②技術等評価表の項目ごとの配点基準について、可能な範囲で統一を図るよう努める。その際、仕様書や価格の妥当性等に加え、評価の客観性の観点についてもCIO補佐官の確認を得るよう担当に働きかける。</p> <p>③平成29年度に実施する、「人事・給与関係業務情報システムに係る運用支援等業務」について、内閣法制局との共同調達を実施した。</p>